

江田島市教育委員会会議録

平成26年4月22日（火）平成26年第6回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎 301 会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	10時20分

2 出席委員

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	坪木一恵
委員	柳川政憲
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	渡辺高久
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	山井法男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木場副行
江田島図書館長兼能美図書館長	泊野康子

4 事務局

学校教育課
課長補佐 田原 留美子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 報告・協議1 平成25年度江田島市教育委員会経営計画の実施状況について
- (4) 承認第3号 平成26年度江田島市教育委員会経営計画及び自己評価表について
- (5) 議案第9号 江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

(6) 議案第10号 自家用車の公務使用に関する取扱要領の一部を改正する訓令案について

(7) 議案第11号 江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について

(8) 承認第4号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

その他

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただ今から第6回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただ今の出席委員は5名です。

定足数に達していますので、これからの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

審議に入る前に、承認第4号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

承認第4号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 三島委員長

全員賛成と認めます。

従いまして、本日の議題の承認第4号は、公開しないで審議することにします。

○ 三島委員長

それでは、日程第1、「教育長報告」を行います。

塚田教育長から報告事項がありますので、これを許します。

○ 塚田教育長

1ページをお開きください。「教育長報告」

(省 略)

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2,「会議録署名委員の指名」は,会議規則第17条第2項の規定により,あらかじめ署名委員の順番を決めていますので,柳川委員にお願いします。

○ 三島委員長

日程第3,報告・協議1「平成25年度江田島市教育委員会経営計画の実施状況について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

2ページをお開きください。以前,学校教育課については,報告させていただきました。

報告・協議1「平成25年度江田島市教育委員会経営計画の実施状況について」は,生涯学習課長をして説明させます。

○ 生涯学習課長

(報告・協議1の資料に基づき,「平成25年度江田島市教育委員会経営計画の実施状況について」説明をする。

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して,ご質問又はご意見はございませんか。

○ 樋上委員

公民館の講座のアンケートの結果,市民の反応はいかがでしたか。

○ 生涯学習課長

アンケートの内容は,年齢層・男女別・満足度を書いてもらいました。

その結果を踏まえまして,後ほど議題となります平成26年度経営計画で若年層を増やす取り組みを掲げています。

○ 塚田教育長

アンケートの様式を渡してください。

○ 三島委員長

それでは,「平成25年度江田島市教育委員会経営計画の実施状況について」の報告・協議を終わります。

○ 三島委員長

日程第4,承認第3号「平成26年度江田島市教育委員会経営計画及び自己評価表につ

いてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

3ページをお開きください。

承認第3号「平成26年度江田島市教育委員会経営計画及び自己評価表について」の提案理由の説明をします。

「平成26年度江田島市教育委員会経営計画及び自己評価表」について、江田島市教育長に対する事務委任規則(江田島市教育委員会規則第4号)第5条第1項の規定に基づいて、臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりまして、委員会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、生涯学習課長をして説明させます。

○ 生涯学習課長

(資料に基づき、「平成26年度江田島市教育委員会経営計画及び自己評価表について」説明する。)

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

○ 三島委員長

公民館講座の実施方法、来場者数を増やす方法があれば、教えてください。

○ 生涯学習課長

インターネット関係の講座で言いますと、スマホの使い方やネイルアートに取り組んで行きたいと考えます。

○ 塚田教育長

先ほど、自己評価表を見ていただきましたが、自己評価表の中に評価項目がありますが、具体的な取り組みの計画となります。

5ページと同じ内容があります。

ここには、「公民館講座等の充実を図る」の部分にある「若年層ニーズにあった講座等を実施する」とあります内容を先ほど生涯学習課長が述べました。

○ 三島委員長

若年層ニーズにあった講座を重視するのは分かるのですが何をするのかなと思ひまして、広報等でPRは毎回していますので、何か違った方法があれば、考えてください。

○ 三島委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めました。

承認3号は、原案どおり承認されました。

○ 三島委員長

日程第5、議案第9号「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

7ページをお開きください。

議案第9号「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案について」の提案理由を説明します。

江田島市教育委員会事務局の分掌事務に係る規程を整理するため、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明します。

○ 教育次長

ただいま議題となっております議案第9号「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案」の内容についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

教育委員会事務局の分掌事務の見直しにより、改正を行うものです。

内容については、8ページ9ページが改正条文、10ページが新旧対照表となっております。

10ページをお開きください。

「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行でございます。下線部について改正するものです。

第3条総務係の項第35号を削り、20号から34号までを左側改正案のとおり改め、同条指導係の項第4号については幼稚園の廃止により、第5号第6号については、第3号に含まれることにより削り、その他の条文について、右側下線部を左側下線部のとおり字句の整理を行なうものです。

9ページをお開きください。

附則として、この規則は、公布の日から施行し改正後の「江田島市教育委員会の事務局の組織に関する規則」の規定は、平成26年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して、ご質問は又はご意見はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めました。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第6、議案第10号「自家用車の公務使用に関する取扱い要領の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

12ページをお開きください。

議案第10号「自家用車の公務使用に関する取扱い要領の一部を改正する訓令案について」の提案理由を説明します。

自家用車の公務使用にあたり、他所属の職員を同乗させること及び他所属の職員の自家用車へ同乗することを認めることとするため、現行訓令の一部を改正する必要があるので江田島市教育長に対する事務委任規則（江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては、学校教育課長して説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております「自家用車の公務使用に関する取扱い要領の一部を改正する訓令案について」ご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

18ページをお開きください。

「自家用車の公務使用に関する取扱い要領の一部を改正する訓令案」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行でございます。下線部について改正するものです。

自家用車の公務使用に関し同乗を認めるため、広島県教育委員会の要領改正に合わせ、本市の要領を改正するものです。

16ページをお開きください。

附則として、自家用車の公務使用に関する取扱い要領の規定は、平成26年4月1日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前のおりとするとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して、ご質問は又はご意見はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めました。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第7，議案第11号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

23ページをお開きください。

議案第11号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」の提案理由を説明します。

子育て支援部分休暇に係る手続きを追加するため、現行訓令の一部を改正する必要があるもので、江田島市教育長に対する事務委任規則（江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

内容については、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております議案第11号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」の内容についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

28ページをお開きください。

「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案」新旧対照表でご説明します。

広島県教育委員会の規定の改正に合わせ、本市の規定を改正するものです。

改正条文の27ページにおもどりください。

附則として、この訓令は、平成26年4月1日から施行し、経過措置として、改正前の江田島市立小中学校職員服務規程による様式により作成された出勤簿（様式第2号）でこの訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の江田島市立小中学校職員服務規程による様式により作成された出勤簿とみなし、当分の間、引き続き使用することができるものとします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

ただ今の説明に対して、ご質問は又はご意見はございませんか。

○ 樋上委員

子育て支援部分休暇はどのようなものですか。

○ 学校教育課長

子育て支援部分休暇とは、小学校1年生から3年生までの間の子を養育している職員について、その子を学校や放課後児童健全育成事業に係る放課後学童保育等へ送迎する場合等、子を養育する必要がある場合に勤務することを免除する制度で、平成26年4月1日から設けられたものであります。

期間は、30分を単位として正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲において必要と認められる時間であり、原則として必要な期間をあらかじめ月単位で請求するものであります。

なお、本休暇はその期間（時間）について給与は支給されません。

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第8、承認第4号「教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員の任免につ

いて」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

全員異議なしと認め、原案どおり承認されました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- ・ 生徒指導上の諸問題等集計について
- ・ 給食用のパン製造会社の変更の説明について

次の教育委員会会議は5月19日（月）9時30分からここ301会議室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員